

指定管理者制度における賃金スライド制度の導入について

1 目的・趣旨

昨今の賃金水準の上昇や、民間事業者の参入リスクの上昇等を踏まえ、先の市政戦略会議において、指定期間中に生じる大幅な賃金の変動に伴う人件費の増加への対応に当たっては、別途、検討を行うとしたところである。

このことから、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保を目的として、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の見直しを行う仕組み(賃金スライド制度)を導入する。

2 賃金スライド制度の概要（詳細は資料2・3のとおり）

(1)基本的な考え方

指定期間2年目以降の指定管理者の人件費について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した変動率を用いて、年度ごとの見直し額(賃金スライド額)を算出し、一定以上の変動が見られた場合に、翌年度の指定管理料において、それに対応した増減を反映する。

※社会情勢の変動に応じて行うものであり、賃金水準が下がった場合には、指定管理料を減額する。

(2)対象施設・導入時期等

- ・原則、指定管理者制度を導入している全施設に導入する。
- ・令和6年度更新施設(令和7年度から次期指定期間が始まる施設)から導入し、以後、順次、指定管理者の更新に合わせて導入する。

(3)適用する指標等

- ・滋賀県人事委員会が公表する民間給与実態調査や、滋賀労働局が公表する滋賀県最低賃金を基に、指定管理料の見直しを行う。

3 これまでの経過と今後の主なスケジュール

- ・令和6年5月 9日 関係部長会議
- ・令和6年5月16日・21日 市政戦略会議
- ・令和6年6月 5日 草津市行政経営改革推進本部会議幹事会(協議)
- ・令和6年6月27日 草津市行政経営改革推進本部会議(審議)
- ・令和6年7月上旬 制度の周知